

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 第5回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会 | 参考資料2 |
| 平成20年12月3日 | |

保育システム改革への意見

平成20年12月3日 棕野美智子

消費税であれ、特別の拠出金であれ、いずれにせよ、財源確保のためには広く国民に負担をお願いする必要があります。であれば、一部の人だけでなく、広く誰でもが必要があれば、納得できる負担で質の確保された保育サービスを利用できる仕組みにする必要があります。この観点から、新たな仕組みでは、

1 多様な保育サービスについて

働き方（就労の有無、就労時間の長短、就労時間帯）を問わず、質の確保された保育を利用できることが必要であり、夜間、一時保育は認可外保育所で対応するなど、働き方によって利用できる保育の質に差がある仕組みにしてはならないと考えます。

2 利用者負担について

高額所得者では全額、平均でも4割（医療15%、介護7%）という現在の利用者負担の国基準を引き下げ、低所得者の減免を伴った定率負担とする必要があります。

3 利用量の認定について

就労時間から通常必要と認定される利用量を超えた利用が行なわれる場合でも、機械的に利用者の自己負担とするのではなく、家庭の状況など実態を調査し、就労以外の理由で家庭の養育機能が低い場合には、虐待の予防等の観点も含め、親の保育能力を高める支援とともに利用上限量の引き上げをするなど、児童の最善の利益を考えて利用量の認定に社会的擁護の観点も加える必要があります。